社会福祉法人つどいの家 役員等の報酬について

評議員及び役員の報酬等については、「定款」、「評議員等報酬および費用弁償規程」において規定しているところであるが、その基準となる考え方を明確にしておく必要があることから、下記のように整理するものである。

記

1 報酬に対する基本的な考え方

役員の報酬については、本法人の評議員等報酬および費用弁償規程第3条第2項において「基本的に常勤の役員に対して報酬を支給するものとする。但し、法人職員が理事を兼ねている場合及び非常勤である評議員・理事に対しては、これを支給しない。」と規定されている。

2 理事長の報酬の考え方

理事長には、(第二種) 社会福祉事業を経営する深い知識と幅広い見識を有していること、また、本法人が運営する日中活動支援の5事業所、地域生活支援の3事業所、居住支援の5グループホームに対する高いマネジメント能力が求められている。更には、常勤として法人内部管理体制の確保に努め、職員の業務執行を的確に指揮し、総括的な管理を行う等、果たさなければならない役割は大きなものがあることから、これらの職務・職責への対価として相応しい報酬額とすべきと考える。

3 報酬についての基本的な水準について

理事長の報酬については、本法人の評議員等報酬および費用弁償規程第3条第4項において「この 法人の施設長等管理的業務を担う職員の平均給料を上限とし、法人の経理の状況その他の事情を考慮」 する旨規定されている。

現在、本法人の管理的業務を担う最上位の職にある部長職の職員は3名である。この3名の平成30年度(2018年度)の基本給平均額は、「316,447円」となっている。この額をベースとして今後3年間毎年度平均1号俸アップとして推計すると、平成31年度(2019年度)「317,930円」、平成32年度(2020年度)「319,270円」、平成33年度(2021年度)「320,683円」となる。これらの水準からも、理事長月額報酬「300,000円」は、妥当な額であると考えられる。

もちろん、本法人の財務状況等も考慮し、定めたものである。

また、この理事長の月額報酬を基準とし、各々の職務・職責に応じて、常務理事月額「200,00円」、理事月額「150,000円」と定めている。また、監事についても経営・運営の高度化、財務会計処理の複雑化等を考慮し、宮城県内の他法人の報酬額や当法人の経営状況等に鑑み、理事会・評議員会への出席「10,000円」、法人施設業務のための出勤「10,000円」、内部監査への出席「25,000円」と定めたものである。